

# 前橋市工事等成績評定評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 市が発注した工事及び設計業務委託等（以下「工事等」という。）で「前橋市工事成績評定及び通知公表要領」及び「前橋市設計業務委託等成績評定及び通知公表要領」に基づき通知された成績評定等について、受注者が再説明を求めた場合の回答に係る事項
- (2) 工事等成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事等成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は総務部長を、副委員長は契約監理課長をもって充てる。

3 委員は、前橋市建設技術連絡会議専門部会（土木部会、建築部会及び水道部会）の正副部会長をもって充てる。

4 委員長が不在のときは、その職務を副委員長（契約監理課長）が代理する。

5 委員長が必要と認めるときは、当該工事の担当課長、担当係長、監督員及び工事検査員に説明を求めることができるものとする。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約監理課が行う。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前橋市工事成績評定評価委員会設置要領は、廃止する。